

なお、甲は、国において新型インフルエンザ等感染症等が発生した際にその感染症の性状に合わせて検討される費用に関する補助等が創設された場合は、乙に対して、それに基づき補助等を検討する。

(新型インフルエンザ等感染症等に関する最新の知見についての情報提供等)

第6条 甲は、国から新型インフルエンザ等感染症等に関する対応方法を含めた最新の知見について情報を得た場合は、速やかに乙へ情報提供するものとする。

2 乙は、前項の情報も踏まえ、甲からの第2条の要請に備えて、必要な準備を行うものとする。

3 新型インフルエンザ等感染症等発生・まん延時において、新型インフルエンザ等感染症等の性状のほか、その対応方法を含めた最新の知見の取得状況や、感染症対策物資等の確保の状況などが事前の想定とは大きく異なる事態の場合として、国においてその判断が行われた場合は、甲は、協定の内容について機動的に変更する又は状況に応じ柔軟に対応を行うことについて、乙と速やかに協議を行うものとする。

(協定の有効期間及び変更)

第7条 本協定の有効期間は、締結日から令和9年3月31日までとする。ただし、本協定による有効期間満了の日の30日前までに、甲と乙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合には、同一条件により3年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 第3条に定める措置の内容その他この協定の内容を変更する場合、甲又は乙の申し出により協議するものとする。

(協定の措置を講じていないと認められる場合の措置)

第8条 甲は、乙が、正当な理由がなく、第3条及び第4条に基づく措置を講じていないと認めるときは、乙に対し、感染症法等に基づく措置を行うことができるものとする。

(協定の実施状況等の報告)

第9条 乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該医療機関の運営の状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、電磁的方法(G-MIS)により報告を行うよう努める。

(平時における準備)

第10条 乙は、第3条の措置を迅速かつ適確に講ずるため、平時(新型インフルエンザ等感染症等の発生前)において、年1回以上、次に掲げる準備を行うよう努めるものとする。

一 乙の訪問看護事業所において、最新の科学的知見に基づいた適切な知識を本協定の措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者が習得することを目的として、研修を実施する、又は、外部の機関が実施する医療機関向け研修に当該医療従事者を参加させること。

二 措置を講ずるに当たっての訓練を、乙の訪問看護事業所において実施する、又は、外部の機関が実施する訓練に本協定の措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者を参加させること。

三 措置を講ずるに当たっての乙の訪問看護事業所における対応の流れを点検するこ

と。

(感染症指定医療機関の指定)

第11条 この協定の締結をもって、感染症指定医療機関（第二種協定指定医療機関）について、乙は指定に関する同意を行ったものとし、甲は協定の内容に基づき、乙を指定する。

(協定締結内容等の公表)

第12条 甲は、協定の締結及び前条の規定による指定を行った後、その内容等を速やかに県ウェブサイト等において公表するものとする。

(疑義等の解決)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議し定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 宮城県知事 村井 嘉浩

乙 医療機関名：

保険医療機関番号：

G-M I S I D：

住所：

(管理者の) 氏名：

別紙

【医療措置の内容】

自宅療養者等への医療の提供及び健康観察

対応時期 (目途)	流行初期期間経過後（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内）				
対応の内容		訪問看護を実施する			
			自宅療養者への対応が可能		
			宿泊療養施設への対応が可能		
			高齢者施設への対応が可能		
			障害者施設への対応が可能		
			健康観察を実施する		
			自宅療養者への対応が可能		
			宿泊療養施設への対応が可能		
			高齢者施設への対応が可能		
			障害者施設への対応が可能		

該当部分に可否を記入
※訪問看護を実施する場合、
協定締結対象

【個人防護具の備蓄】

サージカルマスク	N95マスク	アイソレーションガウン	フェイスシールド	非滅菌手袋
ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月
枚	枚	枚	枚	枚